

中小企業のための労働実務研修

会社にとって労働組合との交渉は、安定的な経営を維持する上で重要事項です。
今回、経営者・人事管理職が、最低限知っておかなければならない内容を学びます。

日時 平成28年 11月21日 (月) 14:00~17:00

場所 アルカスSASEBO 3階 小会議室
長崎県佐世保市三浦町2-3

参加費 2,000円 (税込)



**セミナー
内容**

第1部 「無期転換ルール対策」 実務研修

第2部 「合同組合・ユニオン対策」 実務研修



第1部講師プロフィール

岩永法律事務所 弁護士 **力武 伸一** 平成24年弁護士登録 主な取扱い分野 労働法 交通事故

セミナー案内

「無期転換ルール」をご存知ですか？

平成25年4月施行の労働契約法の改正で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた労働者が企業（使用者）に無期労働契約の申込みをすると、企業がその申込みを承諾したものとみなされることになり（労働契約法18条）、有期労働契約から無期労働契約への転換が義務化されることになりました。

今回の研修では、中小企業の経営者の方々に向けて、無期転換ルールの具体的な内容のほか、無期転換ルールを踏まえた上での会社の具体的な対応策を解説致します。



第2部講師プロフィール

岩永法律事務所 所長弁護士 **岩永 隆之** 平成14年弁護士登録 主な取扱い分野 労働法 相続法

セミナー案内

労働組合への対応は、大企業だけの問題ではありません。

最近では労働者個人が一人で加入できる合同労組（ユニオン）が台頭し、中小企業に対し、突然、団体交渉の申し入れを行い、賃上げをはじめ様々な要求をしていくことが多く、経営者の方が労働組合への対応に苦慮されるケースが増えてきています。また、労働組合への対応を誤ると、行政上の責任や民事上の責任等の法的責任が発生するおそれもあります。

今回の研修では、中小企業の経営者の方々に向けて、労働組合との団体交渉についての会社の具体的な対応策を解説致します。

申込方法

受講希望の方は、下記研修申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。
なお、会場の都合上、誠にお手数ですが、**11月18日（金）**までにお申し込みください。

主催者連絡先

岩永法律事務所 経営管理室 担当：岩永／小林
TEL 095-829-2120 ホームページ URL <http://iwanaga-law.jp>

岩永法律事務所 研修受付係 行 **FAX送信先 095-829-2121**

研修申込書

先着10社様限定（1社につき2名様までご参加いただけます）

平成28年 11月21日 (月)

中小企業のための労働実務研修

事業所名		担当者		受講者	
所在地					
※弊所からの受付等に関するご連絡先として、下記TELまたはFAXにご記入ください。					
TEL		FAX		労働組合	有・無
※ご記入頂きました個人情報、本セミナーに係る業務の他、情報提供の利用目的の範囲内で使用致します。				労働組合とのトラブル	有・無